

- 平成29年5月29日(月)、鳥取県西部総合事務所で、国土交通省日野川河川事務所、鳥取地方气象台、鳥取県(治山砂防課、河川課)から、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して『気象情報、防災情報の入手方法』『洪水浸水想定区域図やハザードマップの見方』『避難情報の意味』等について説明を行いました。
- 近年、平成28年8月の集中豪雨等による東北地方での氾濫被害にみられるような洪水被害が毎年発生しています。特に要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)については、施設利用者や住民の水害に対する警戒・避難情報等に関する理解を促進し、適切な避難につながる取り組みを進めることが急務となっております。
- このような災害を契機として、平成29年5月に改正された水防法で、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられたところです。

説明会状況

